

第 65 期 事業報告書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

1 株式会社 の 現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、平成23年3月11日発生 の 東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故やそれに伴う電力不足、タイの洪水による国内企業の生産活動の停滞、欧州の財政不安、円高の長期化等国内外の影響により 厳しい状況が続きましたが、年度後半においては震災復興需要に加え、欧州の財政不安の落ち着きや米国経済への回復期待等により円安や株高方向に向かう等明るい材料も見られました。

しかしながら、原油高や欧州の財政不安は未だ燦り、米国経済の先行き不透明感もあり経済環境は当面厳しい状況で推移するものと思われま す。

リゾートホテル業界におきましては、円高の長期化により海外需要は好調に推移する一方、国内旅行は東日本大震災直後の宿泊客の相次ぐキャンセルや新規予約受付の激減等は解消されたものの風評被害は依然として残り、上記の環境下、依然厳しい状況が続いております。

そのような状況の中で当社は、経費・人件費の徹底した削減を行うとともに震災の影響を受けたタイ料理店を4月に閉鎖いたしました。また、販路の拡大や商品開発を積極的に行うとともに地域全体での集客にも努めてまいりました。しかしながら、東日本大震災以降続いております観光風評被害により宿泊客数は激減し業績への影響が極めて大きいことから、平成22年4月よりスタートした「第4次中期経営改善計画」を見直し、事業の再構築を検討いたしております。

借入金につきましては、東日本大震災による減収に伴い運転資金として3千5百万円増加いたしました が、鴨川リゾートクラブ会員権預託金は2千9百万円返還し圧縮いたしました。

従いまして、当事業年度末の直営事業所数は、ホテル4、リゾート関連3となり全体で7事業所になりました。リゾート関連施設として直営の他に9施設と提携しております。

上記の結果、当事業年度は、売上高は29億8千1百万円

と前期比16.2%の減収となり、営業損失は1億8千8百万円、経常損失は2億4千万円と大幅な減益となりました。

また、当期純損益につきましては、固定資産除却損等の特別損失5千8百万円がありましたが、東京電力株式会社による福島第一原子力発電所の事故に伴う観光風評被害に対する受取補償金の特別利益3億5千3百万円を計上したことにより、当期純利益は4千9百万円（前期は2億1千9百万円の純損失）となりました。

[ホテル関連]

当セグメントにおきましては、鴨川グランドホテルが東日本大震災及びその後の風評被害等により大幅な宿泊客数の減少を余儀なくされ減収減益となりました。また、ホテル西長門リゾートも団体需要やバンケット部門の婚礼・中食の減少により減収となりました。

ビジネスホテルにおきましては、東日本大震災の影響に加え、円高等による景気低迷による法人需要の落ち込みが響き減収減益となりました。

その結果、売上高は23億3千万円と前期比15.5%減となりました。

[リゾート関連]

当セグメントにおきましては、主力施設が千葉県内にあることから、東日本大震災及びその後の風評被害等大きな影響を受けました。

その結果、売上高は5億3千1百万円と前期比8.8%減となりました。

[その他]

当セグメントにおきましては、タイ料理店をデフレの長期化による業績低迷に加え、東日本大震災による極めて大きな影響もあり閉鎖いたしました。

リネン事業は、東日本大震災及び以後の観光業に対する風評被害の影響を受け、厳しい状況となりました。

その結果、売上高は1億2千万円と前期比44.8%減となりました。

セグメント別売上高

セグメントの名称	営業店舗等	売上高
ホテル関連	4店	2,330
リゾート関連	12	531
その他の	—	120
計	16	2,981

- (注) 1. リゾート関連の営業店舗のうち9店は宿泊提携店であります。
2. その他の欄はクリーニング等の売上であります。

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

該当事項はありません。

(2) 設備投資

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は1千6百万円であります。その主なものは、既存のホテル等のリニューアル投資であります。

なお、所要資金は自己資金により賄いました。

1-3. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第62期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	第63期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第64期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第65期(当期) (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
売上高(百万円)	4,536	3,914	3,557	2,981
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	71	△136	△153	△240
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	68	△455	△219	49
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	5.27	△43.60	△21.05	4.70
純資産(百万円)	1,305	834	604	663
総資産(百万円)	7,646	7,073	6,669	6,744

- (注) 1. 第62期は、閉鎖店舗に伴い売上高は減収となりましたが、営業力の強化及び収益基盤の強化に取組んだ結果、当期純利益となっております。
2. 第63期は、閉鎖店舗に伴い売上高は減収となり、賃貸借契約解約損等の特別損失を計上した結果、当期純損失となっております。
3. 第64期は、東日本大震災の発生に伴い売上高は減収となり、退職給付制度改定損等の特別損失を計上した結果、当期純損失となっております。
4. 当事業年度の状況につきましては、前記「1-1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

1-4. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、平成20年9月のリーマンショック以降、国内消費の低迷や急激な円高の進行等あるものの景気は緩やかな回復基調にありましたが、平成23年3月11日の東日本大震災により経済環境は激変致しました。リゾートホテル業界におきましては、大震災と原発事故の影響により宿泊客の相次ぐキャンセルや新規予約受付の激減等嘗て経験したことの無い極めて厳しい環境におかれ、風評被害等により今なお厳しい状況が続いております。

このような状況の中で、「第4次中期経営改善計画」をスタートさせ、ホテル事業を当社の中核とし早期に黒字転換を図るべく「販売力の強化」「収益力の回復」を柱に取り組んでまいりましたが、昨年3月発生致しました未曾有の大震災と原発事故等による風評被害の影響が極めて大きく、またこの風評被害は今後も続くことが予想され業績回復へなお時間を要することから、新たな事業の方向性を模索し、それらの具現化をはかるべく新経営計画の策定を進めております。

一方、お客様重視の姿勢は普遍であり、全従業員一人一人に意識させるべく「お客様は我が家の大切な生涯のファミリーです」との基本認識のもとに①行動マニュアルに基づく実践活動②アンケートの一層の活用③情報の共有化を実現し徹底させてまいります。

今なお厳しい経営環境が続いてはおりますが、全社員一丸となり、これまで以上に親しまれるホテルグループとなるよう邁進する所存であります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜わりますようお願い申し上げます。

1-5. 主要な事業内容

当社は、旅館業、料理飲食店業並びにこれらに関連する事業を行っており、国際観光ホテル整備法による登録（鴨川グランドホテル昭和40年12月18日登録番号旅第612号、ホテル西長門リゾート昭和53年4月15日登録番号旅第1683号）を受けております。また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者千葉県知事(1)第16257号として免許を受けております。

1-6. 主要な事業所及び使用人の状況

(1) 主要な事業所

本 社	千葉県鴨川市広場839—13番地 (登記上の本店所在地 千葉県鴨川市広場820番地)
ホテル関連	鴨川グランドホテル (千葉県) ホテル西長門リゾート (山口県) 鴨川イン巢鴨 (東京都) 鴨川イン日本橋 (東京都)
リゾート関連	鴨川グランドタワー (千葉県) 勝浦ヒルトップホテル&レジデンス (千葉県) ミスティイン仙石原 (神奈川県)
営業所	首都圏営業所 (千葉県) 広島営業所 (広島県) 福岡営業所 (福岡県)

- (注) 1. 平成23年10月31日から本店所在地 東京都墨田区江東橋三丁目2番8号が上記のように移転しております。
2. 平成23年10月15日付をもって、東京営業所、千葉営業所を統合し、首都圏営業所としております。

(2) 使用人の状況

区 分	使用人数	前事業年度末 比増減	平均年令	平均勤続年数
男 子	115名	(7名減)	45.0才	16.5年
女 子	43	(5名減)	30.7	9.8
合計又は平均	158	(12名減)	41.2	14.7

(注) 上記のほか、臨時使用人の期中平均雇用人員は180名であります。

1-7. 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
	百万円
(株) 千 葉 銀 行	2,828
(株) み ず ほ 銀 行	1,241
(株) 千 葉 興 業 銀 行	441
(株) 商 工 組 合 中 央 金 庫	206
(株) 徳 島 銀 行	50

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 24,600,000株
A種優先株式 1,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 10,453,920株
(うち自己株式 16,548株)
A種優先株式 1,200,000株
- (3) 当事業年度末の株主数 967名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
鈴 木 初 子	普通株式 3,026,416	26.0
鈴 木 政 夫	普通株式 1,491,784	12.8
鈴 木 健 史	普通株式 1,267,320	10.8
(株) 大 扇 商 事	普通株式 1,256,376	10.7
(株) 千 葉 銀 行	普通株式 240,000	
	A種優先株式 1,000,000	
	計 1,240,000	10.6
ちばぎんリース(株)	普通株式 476,000	4.0
ちばぎんコンピューターサービス(株)	普通株式 476,000	4.0
日本興亜損害保険(株)	普通株式 120,000	
	A種優先株式 200,000	
	計 320,000	2.7
鴨 川 共 栄 会	普通株式 282,600	2.4
(株) 千 葉 興 業 銀 行	普通株式 100,800	0.8

(注) 持株比率は、自己株式(16,548株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

3-1. 地位、氏名及び担当、重要な兼職の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 健 史		
常 務 取 締 役	村 上 全 男	営業統括部長	
取 締 役	石 井 秀 王	鴨川グランドホテル 総支配人	
取 締 役	四 野 宮 章	管理部長	
常 勤 監 査 役	下 村 勝 利		
監 査 役	荒 木 和 之		ソニー生命保険(株) エグゼクティブライ フプランナー部長
監 査 役	土 井 規 子		(有)オフィスディー 代表取締役

- (注) 1. 常勤監査役下村勝利氏は当社に長年勤務し、すべての業務に精通しており取締役として経営にも参加し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 監査役荒木和之及び土井規子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3-2. 取締役、監査役ごとの報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	4 人	32,960千円	
監 査 役	3 人	7,382千円	(うち社外監査役 2名1,200千円)
計	7 人	40,342千円	

3-3. 社外取締役及び社外監査役との関係

(1) 社外取締役に関する事項

該当事項はありません。

(2) 社外監査役に関する事項

監査役荒木和之及び監査役土井規子の両氏の兼職先と当社は取引関係はありません。

3-4. 各社外役員の主な活動状況

区 分	取締役会(12回開催)		監査役会(12回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 荒木和之	8回	66.7%	8回	66.7%
監査役 土井規子	11回	91.7%	11回	91.7%

- (注) 両監査役は取締役会及び監査役会に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

3-5. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

4. 会計監査人に関する事項

4-1. 会計監査人の名称 千葉第一監査法人

4-2. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である千葉第一監査法人は、会社法第427条第1項の契約を締結しております。当該契約の概要は次のとおりであります。

千葉第一監査法人の本契約の履行に伴い生じた当社の損害は、千葉第一監査法人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、2,000万円又は千葉第一監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度額としております。

4-3. 会計監査人の報酬等の額

	支払額
報酬等の額	8,000千円
当社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	8,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

4-4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役及び監査役は、会計監査人の再任の適否については、毎期検証をしております。会計監査人が、会社法や公認会計士法等の法規に違反または抵触した場合の他、当社が会計監査人の独立性、効率性、信頼性、監査に関する品質等におきまして、適正を欠くと判断した場合には、会社法の定めにも則り、会計監査人を解任または不再任と致します。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、法令及び定款を遵守し、社会的責任並びに企業倫理の確立に努めるとともに、企業人・社会人として求められる倫理観に基づいて行動するため、「コンプライアンスの基本原則」及び「企業行動基準」を定める。
- ② 社長直轄の内部統制室を置く。統制室は、業務が法令及び社内諸規定に基づき、適正且つ、公正に実施されているか検証する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役会や株主総会等の重要な会議の意思決定にかかわる記録、各取締役が職務権限に基づき決裁した文書等及び取締役の職務執行にかかわる情報の記録を、法令及び「文書管理規定」等により、適切に保存及び管理する。
- ② 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険に関する規定その他の体制

- ① 事業活動全般における様々なリスク、または不測の事態に備え、行動基準として「危機管理要綱」を制定し、「予防としての事前管理」「発生時の対処管理」「発生後の事後管理」に分けて明確に規定する。
- ② 緊急事態発生時の行動基準を定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 当社は、定例取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行なう。
- ② 当社は、社長以下取締役、事業所責任者で構成する経営会議を設け、テーマを絞り十分な審議を行なう。
- ③ 重要案件は、事前に担当役員及び各部長により委員会を設け、審議を行なう。

(5) 監査役の職務を補助する使用人について

当社は、監査役の求めに応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、監査役と取締役が意見交換を行なう。

(6) 監査役に報告をする為の体制及びその他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 代表取締役及び業務執行の担当取締役は、取締役会等の重要な会議において随時、業務の執行状況の報告を行なう。
- ② 会社の信用を大きく低下させたもの及び会社の業績に大きく影響を与えた事象、または恐れのあるものについては、監査役に対して発見後、速やかに報告を行なう。
- ③ 監査役は、必要に応じて代表取締役、会計監査人との意思疎通を図り、定期的に意見交換等を行なう。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

貸借対照表

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	924,209	流動負債	5,273,492
現金及び預金	616,298	買掛金	79,728
受取手形	330	短期借入金	4,019,341
売掛金	133,357	1年以内返済の長期借入金	785,829
たな卸資産	50,403	未払金	10,101
前払費用	34,299	リース債務	13,053
未収入金	60,179	未払費用	210,855
その他	29,515	未払法人税等	12,470
貸倒引当金	△174	未払消費税等	7,159
固定資産	5,820,764	預り金	67,609
有形固定資産	5,285,853	その他	67,342
建物	3,989,093	固定負債	808,173
構築物	60,310	リース債務	24,009
機械及び装置	26,622	繰延税金負債	2,328
車輛及び運搬具	6,453	退職給付引当金	174,581
器具及び備品	81,887	役員退職慰労引当金	17,791
リース資産	34,956	預り保証金	577,625
土地	1,086,529	その他	11,837
無形固定資産	33,134	負債合計	6,081,666
借地権	5,926	(純資産の部)	
電話加入権	18,636	株主資本	658,381
ソフトウェア	8,571	資本金	626,761
投資その他の資産	501,776	資本剰余金	498,588
投資有価証券	83,323	資本準備金	498,588
破産更生債権等	6,501	利益剰余金	△463,369
長期前払費用	1,958	その他利益剰余金	△463,369
差入保証金	240,425	繰越利益剰余金	△463,369
年金保険積立金	143,629	自己株式	△3,598
その他	32,449	評価・換算差額等	4,926
貸倒引当金	△6,510	その他有価証券評価差額金	4,926
資産合計	6,744,973	純資産合計	663,307
		負債・純資産合計	6,744,973

損益計算書

損 益 計 算 書

(自 平成23年4月1日)
(至 平成24年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
売上高		2,981,916
営業費用		
売上原価及び一般管理費		3,170,485
営業損失		188,569
営業外収益		
受取利息・配当金	1,368	
雇用助成金	33,112	
その他	15,261	49,742
営業外費用		
支払利息	101,519	
その他	456	101,975
経常損失		240,802
特別利益		
受取補償金	353,634	353,634
特別損失		
固定資産売却損	6,419	
固定資産除却損	43,487	
投資有価証券評価損	9,026	58,934
税引前当期純利益		53,898
法人税、住民税及び事業税	8,524	
法人税等調整額	△3,654	4,870
当期純利益		49,028

株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

(自 平成23年4月1日)
(至 平成24年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	626,761	498,588	△512,398	△3,568	609,382
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益			49,028		49,028
自己株式の取得				△29	△29
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	49,028	△29	48,998
当 期 末 残 高	626,761	498,588	△463,369	△3,598	658,381

	評価・換算 差 額 等	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	
当 期 首 残 高	△5,368	604,013
当 期 変 動 額		
当 期 純 利 益		49,028
自己株式の取得		△29
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	10,295	10,295
当 期 変 動 額 合 計	10,295	59,293
当 期 末 残 高	4,926	663,307

個 別 注 記 表

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - 2-1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
市場価格のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のないもの…移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
たな卸資産……先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
 - 2-2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定額法
なお、耐用年数については、原則として法人税法に定める耐用年数を適用しておりますが、平成10年度税制改正前に取得した建物（建物付属設備を除く）については、改正前の耐用年数を継続して適用しております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
……ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - (3) リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
 - (4) 長期前払費用……定額法
なお、耐用年数については、法人税法に定める耐用年数を適用しております。

2-3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
なお、当期における負担額はありません。
- (3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、会計基準変更時差異(288,137千円)については、15年による按分額を費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により、それぞれ発生翌期から費用処理しております。
- (4) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

2-4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(追加情報)

当事業年度の期首以後に行なわれる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

3-1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	建	物	3,767,439千円
	土	地	435,765千円
		投資有価証券	24,539千円
		年金保険積立金	117,006千円
		合計	4,344,749千円

上記のほか保証金600千円を営業保証供託金として差し入れております。

(2) 担保に係る債務	短期借入金	4,019,042千円
	長期借入金	628,564千円
	(1年以内返済の長期借入金	628,564千円)
	合計	4,647,606千円

3-2. 有形固定資産の減価償却累計額	9,641,378千円
4. 損益計算書に関する注記 関係会社との取引高 営業取引による取引高 賃借料	4,626千円
5. 株主資本等変動計算書に関する注記 (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数 普通株式 A種優先株式 (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式	10,453,920株 1,200,000株 16,548株
6. 税効果会計に関する注記 (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)	
繰越欠損金	236,688千円
販売用不動産評価損	17,616千円
ゴルフ会員権評価損	7,656千円
退職給付引当金	56,040千円
役員退職慰労引当金	5,711千円
減損損失	9,747千円
その他	4,322千円
繰延税金資産 小計	337,784千円
評価性引当額	△337,784千円
繰延税金資産 合計	一千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△2,328千円
繰延税金負債合計	△2,328千円
繰延税金資産(負債)の純額	△2,328千円
(2) 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.5%から、32.1%に変更されております。 その結果、繰延税金負債が609千円減少しております。	
7. リースにより使用する固定資産に関する注記 (1) リース契約により使用している重要な固定資産 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びその周辺機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。	

- (2) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却 累計額相当額	期末残高相当額
車輛運搬具	12,840千円	12,355千円	485千円
器具及び備品	10,924千円	9,109千円	1,815千円
合 計	23,764千円	21,464千円	2,300千円

(注) 取得原価相当額は、未経過リース料期末残高が、有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

- (3) 未経過リース料期末残高相当額

一年内 2,300千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が、有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

- (4) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料 4,155千円

減価償却費相当額 4,155千円

- (5) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

8. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定、投機的な取引は行わない方針です。資金調達については、銀行等金融機関からの借入と自己資金で行っております。

- (2) 金融商品の内容及びリスク管理体制

借入金については、全て銀行等の金融機関からの調達で、主に設備投資に係るものであります。

長期預り保証金は、主にリゾート会員権の預託金であります。これらについては、流動性リスクにさらされておりますが、管理部にて資金繰り等を適時把握するなかで手元流動性の維持に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 短期借入金	4,019,341	4,019,341	—
(2) 長期借入金	785,829	785,091	738
(3) 長期預り保証金	577,625	490,573	87,052

(注) 金融商品の時価の算定方法

負 債

- (1) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、変動金利による長期借入金の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期預り保証金

長期預り保証金の大宗を占めるリゾート会員権の預託金については、年間返還額を過去の返還率を加味して予測し、合理的に見積られる利率で割り引いて算定しております。

9. 持分法損益等に関する注記

関連会社がないため、該当事項はありません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(会社等)	㈱大扇商事	(被所有)直接 12.06					
当社との関係内容等は、下記「主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等」及び「役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等」に記載しております。							

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 契約条件については、一般的取引条件と同様に決定しております。
- 2 「種類」・「議決権等の所有(被所有)割合」については、期末日時点のものを記載しております。
- 3 上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	㈱大扇商事	(被所有)直接 12.06	ホテル客室賃貸借契約の締結	客室賃貸借料の支出	4,626	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等			役員の兼任 1名				

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 契約条件については、一般的取引条件と同様に決定しております。
- 2 「種類」・「議決権等の所有(被所有)割合」については、期末日時点のものを記載しております。
- 3 上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- 4 ㈱大扇商事は、当社代表取締役鈴木健史及び当社相談役鈴木政夫の近親者が、代表取締役鈴木健史とあわせて、議決権の100%を直接保有されております。
なお、㈱大扇商事の代表取締役は当社個人主要株主鈴木初子であります。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

6円07銭

1株当たり当期純利益

4円70銭

庶務の概要

1. 定時株主総会

平成23年6月29日開催の当社第64回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されました。

報告事項 第64期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

第2号議案 取締役4名選任の件

本件は、原案のとおり鈴木健史、村上全男、石井秀王、四野宮 章の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

本件は、原案のとおり内藤秀世、長谷川 優の両氏が選任されました。

2. 登記事項

当期中における登記事項は次のとおりであります。

平成23年6月29日登記

鈴木健史、村上全男、石井秀王、四野宮 章の4名
取締役重任

鈴木健史、代表取締役重任

会計監査人 千葉第一監査法人

平成23年11月2日登記

平成23年10月31日付、東京都墨田区江東橋三丁目2番8号
から千葉県鴨川市広場820番地へ本店移転

平成23年11月11日登記

平成23年10月31日付、千葉県鴨川市広場820番地の支店
廃止

【事業報告書のご案内】

事業報告書につきましては、書面による郵送から、当社ウェブサイト (<http://www.kamogawagrandhotel.ne.jp/>) への掲載に変更しておりますので、ご高覧くださるようお願い申し上げます。

会社の概要

(平成24年3月31日現在)

商号	株式会社鴨川グランドホテル
	THE KAMOGAWA GRAND HOTEL, LTD.
設立	昭和22年12月17日
資本金	626,761,450円
発行済株式の総数	普通株式 10,453,920株
	A種優先株式 1,200,000株

役員

(平成24年6月28日現在)

代表取締役社長	鈴木健史
常務取締役	村上全男
取締役	石井秀王
取締役	四野宮章
監査役(常勤)	内藤秀世
監査役	荒木和子
監査役	土井規子

事業所

(平成24年6月28日現在)

本社	〒296-0044 千葉県鴨川市広場820 ☎(04)7094-5581
ホテル	
鴨川グランドホテル	〒296-0044 千葉県鴨川市広場820 ☎(04)7092-2111(代)
ホテル西長門リゾート	〒759-5331 山口県下関市豊北町神田2045 ☎(0837)86-2111(代)
鴨川イン 巣鴨	〒170-0002 東京都豊島区巣鴨2-4-7 ☎(03)5567-1001
鴨川イン日本橋	〒103-0023 東京都中央区日本橋本町1-4-14 ☎(03)3231-1070
リゾート関連	
鴨川グランドタワー	〒296-0044 千葉県鴨川市広場834 ☎(04)7093-6111(代)
勝浦ヒルトップ ホテル&レジデンス	〒299-5231 千葉県勝浦市沢倉字蓬谷441-1 ☎(0470)73-6000
ミスティイン仙石原	〒250-0631 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原俵石1290 ☎(0460)84-5341
鴨川リゾートクラブ	〒296-0044 千葉県鴨川市広場820 ☎(0120)665-335

営業所

首都圏営業所 〒273-0033 千葉県船橋市本郷町475-1(石井ビル503)
☎(047) 321-4171

広島営業所 〒730-0016 広島県広島市中区鞆町7-3(広栄堂ビル401)
☎(082) 227-7667

福岡営業所 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-4-30(いわきビル3F)
☎(092) 431-0377

株 主 メ モ

<p>事業年度 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>定時株主総会 6月中</p> <p>基準日 3月31日</p>	<p>その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めます。</p>
<p>配当金</p>	<p>①毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者にお支払いいたします。</p> <p>②取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し中間配当をすることができる。</p>
<p>公告掲載方法</p>	<p>当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は官報に掲載する方法により行う。なお、会社法施行後においては、会社法第440条第4項の規定により決算公告は行いません。</p>
<p>株主名簿管理人</p>	<p>東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社</p>

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合 (特別口座の場合)
郵送物送付先		〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問合せ先		フリーダイヤル 0120-288-324 (土・日・祝日を除く9:00～17:00)
各種手続お取扱店 (住所変更、株主配当金受取り方法の変更等)	お取引の証券会社等になります。	みずほインベスターズ証券 本店および全国各支店 プラネットブース (みずほ銀行内の店舗) みずほ信託銀行 本店および全国各支店
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行 本店および全国各支店 みずほ銀行 本店および全国各支店 (みずほインベスターズ証券では取次のみとなります)	
ご注意	支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・各種手続お取扱店をご利用ください。	特別口座では、単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。みずほインベスターズ証券で単元未満株式の買増請求手続きをされる場合は、事前にみずほ信託銀行が指定する口座に送金していただく必要があります。